

4. 国内で漁獲された水産物の流通を確保する仕組み(制度の全体像)

漁獲証明制度に関する検討会(第2回)
(令和元年10月16日(水))より抜粋

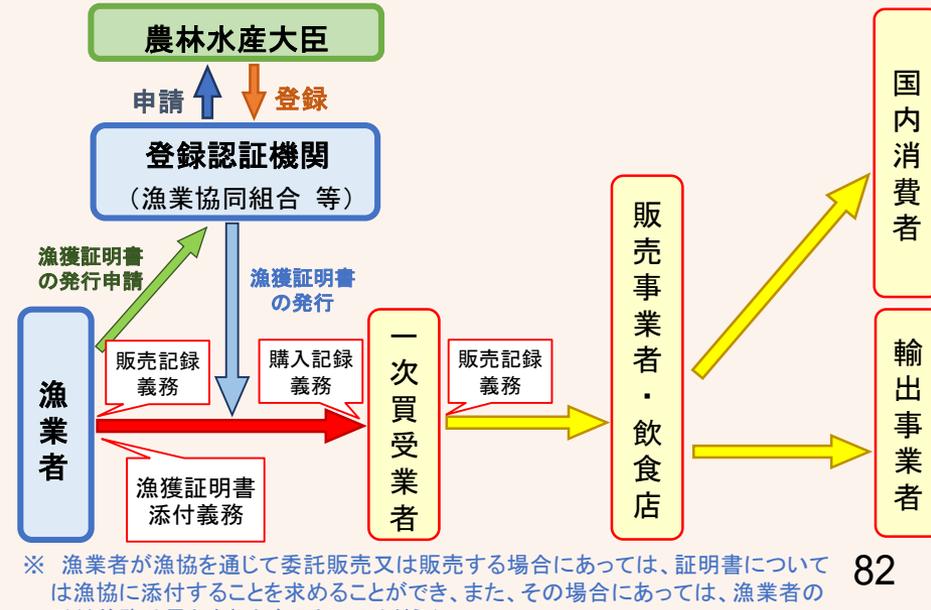
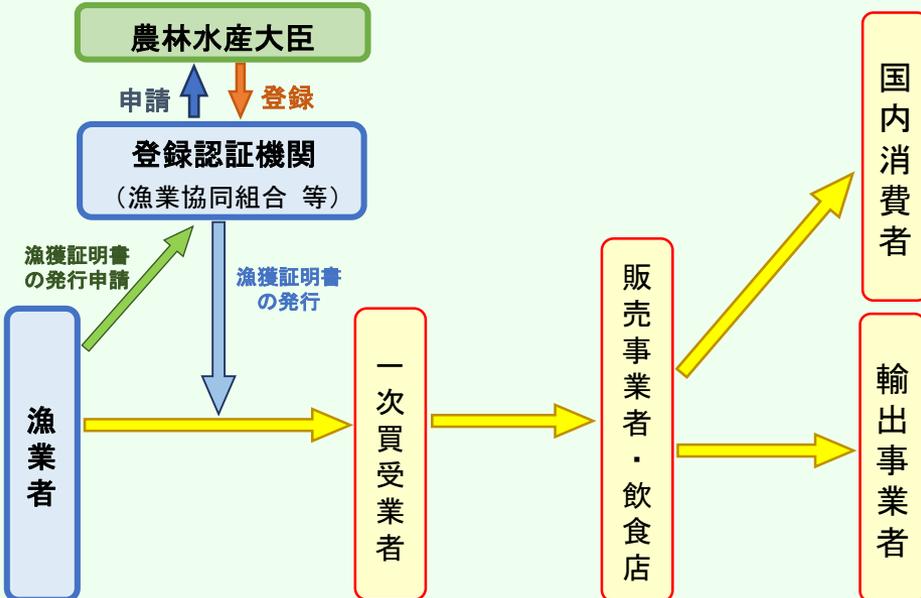
- 水産物の鮮度や食味を自分なりに判断するための尺度として、また持続的で倫理的な消費行動を取る上で、漁獲情報を求めるようになってきた消費者のニーズを踏まえ、国内で漁獲された水産物の漁獲情報を証明する措置を講じることにより、適正に採捕された水産動植物の流通及び消費を促す仕組みを構築することとしてはどうか。
- 併せて、この漁獲情報を証明する措置を活用し、国内で違法漁獲の実態が相当程度認められるもの(指定水産動植物)の流通に制約(漁獲証明書の添付・取引記録の保存)を設けることで、水産資源の保存を図るとともに、漁業等の健全な発展を促す仕組みを構築することとしてはどうか。
- 漁獲情報を証明する者は、一定の条件(体制や技術的能力等)を満たす農林水産大臣の登録を受けた者(登録認証機関)とし、漁協や民間事業者など幅広い主体がなり得ることとしてはどうか。

漁獲証明で適正な水産動植物の流通を促す任意の仕組み

- 漁業者からの任意の漁獲証明書の発行申請に基づき、登録認証機関が認証し、漁獲証明を発行する仕組みとしてはどうか。
- 登録認証機関が漁獲証明を行うためには、認証機関として農林水産大臣への登録申請(変更登録含む)を行う際に、その対象魚種についても予め申告させることとしてはどうか。
- 漁獲証明書については、漁業者が任意に求めて交付を受け、添付するものであり、各段階において添付を義務付けるのは過度な負担ではないか。
- 販売・購入に係る取引記録は、漁獲証明書の添付が努力義務である以上、その保存の義務化は過度な負担ではないか。

違法漁獲の実態のある水産動植物の流通に制約を課す仕組み

- 指定水産動植物については、農林水産大臣が、『違法な漁獲を防止する必要性の高い水産動植物』として、法に基づき指定することとしてはどうか。
- 指定水産動植物の流通については、違法漁獲物を流通の入り口で排除するため、漁業者(買取販売の場合は漁協等)に一律に、漁獲証明書の添付義務を課す仕組みとしてはどうか。
- 問題発生時における不正発見の手がかりとするため、漁業者(買取販売の場合は漁協等)、一次買受業者には、販売・購入に係る取引記録の作成・保存義務を課す仕組みとしてはどうか。
- 一次買受業者以降についてまでトレースすることは、現在の水産流通においては非現実的であるため、漁獲証明書の添付や取引記録の保存については努力義務にとどめてはどうか。



※ 漁業者が漁協を通じて委託販売又は販売する場合にあっては、証明書については漁協に添付することを求めることができ、また、その場合にあっては、漁業者の添付義務は果たされたものとしてはどうか。

論点整理

令和元年 12 月 26 日

漁獲証明制度に関する検討会

項目	論点整理
<p>1 基本的な考え方</p> <p>2 国内天然水産動植物の漁獲証明制度</p> <p>(1) 国内漁獲証明制度の創設</p> <p>① 漁獲証明書の証明事項</p> <p>② 漁獲証明書の発行主体</p> <p>③ 漁獲証明書の発行や漁獲情報の伝達方法</p> <p>④ 漁獲証明に係る負担への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーサビリティの出発点である漁獲証明制度を創設し、不正に採捕された水産動植物の流通を防止したり、IUU漁業の懸念がある水産物の流入防止を図っていくことが必要。 ・ 今後、以下に掲げる論点について、法制面、実態面からの整理を含めて更に検討を深め、成案を得ていくことが適当。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明事項については、許可や漁業権に基づいて適正な採捕が行われた漁獲物であることを証明できるものとする必要。 ・ 他方、漁獲証明書を発行する主体（登録証明機関）が検証可能なものとするのが重要。具体的には、魚種、採捕者、出荷量、出荷日、水揚げ港等の事項が想定されるが、 <ul style="list-style-type: none"> ① 「採捕者」については、現場実態を踏まえ支障のないような記載ができるようにすべき ② 「水揚げ港」については、将来的な技術の発展可能性を踏まえ、「水揚げ港又は水域」とすべき等につき、制度の趣旨・目的等も勘案し、検討する必要。 ・ 組織体制や技術的能力、経理的基礎等の一定の要件を満たす場合に、漁協や市場開設者など、民間機関等を含む幅広い主体が発行主体になり得るようにすることが適当。 ・ 瀬戸内海などにおいて散見される「産地市場が存在しない場合」等において、漁獲証明書をどのように発行することとすることが適当か、実態面を調査した上で仕組みを検討すべき。 ・ 紙のみならず、電子的な方法も含め、様々な形式を柔軟に採り得ることとするが、漁獲証明書の信頼性を確保するため、漁獲証明書や証明内容の伝達方法をどのようにするのが適切か検討すべき。 ・ 漁獲証明書を発行する主体（登録証明機関）が手軽に発行業務と発行記録の保存が行えるよう事務手続きは簡素・容易にするほか、システムの構築等について検討すべき。 ・ 漁獲情報の伝達に係る電子的システムの構築など、事業者の負担軽減につながる方策を制度導入に際し検討すべき。

項目	論点整理
<p>(2) 指定水産動植物における漁獲証明の義務付け</p> <p>① 指定水産動植物の対象魚種</p> <p>② 漁獲情報の伝達</p> <p>③ 取引記録の作成・保存</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原料価格が高騰する中、売価もコスト見合いで引き上げられず、経営的に苦しい状況にある加工・流通業者に、大きな事務負担が生じないようにすべき。 違法に採捕されるおそれが高く、かつ、高価で取引される水産動植物を第三者の検討を経て順次対象とすべき。 漁獲情報の伝達方法として、登録証明機関によって発行された漁獲証明書を販売時に添付する方法については、漁獲証明書の複写やメールを悪用して、不正が起こる可能性を排除できないのではないかと懸念。 漁獲情報の伝達方法として、漁獲証明書の添付以外に、食品表示法等で措置されている「表示」や米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレサ法」という。）で措置されている「情報の伝達」という方法もあり、こうした他法令の仕組みや欧米の先進事例を調査し、不正流通防止の実効性を確保すべきではないかと懸念。 漁獲証明書の添付以外の伝達方法を採用した場合、証明事項の全てを伝達すべきかどうかを含め、伝達する内容についても検討すべき。 漁獲証明書が発行された水産物のロットが統合・分割される場合の伝達方法を考えるべき。 漁獲証明により、水産流通の出発点としての適正採捕を担保したとしても、流通段階において違法漁獲物の不正流入に歯止めをかけられなければ意味がないことから、不正流通が発生した場合に問題のある指定水産動植物の所在や流通ルートを迅速かつ的確に特定するため、取引記録の作成・保存を義務付けるべき。 記録事項としては、譲渡し・譲受けの年月日、取引の相手側の氏名、水産動植物の名称及び数量等が考えられるが、取引の実態や負担の程度等を勘案して決定すべき。 米トレサ法では、実際の取引において取り交わされる伝票等において、記録事項が記載されていれば、それを保存しておくことで記録保存義務を果たしたとされていることなども参考にすべき。

項目	論点整理
<p>④ 漁獲情報の伝達や取引記録の作成等の義務が及ぶ範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲証明書の添付は、漁業者から指定水産動植物を購入する一次買受業者までとして説明されていたが、それだけでは不正流通を防止する措置として不十分であり、取引に参加する事業者全てに漁獲情報の伝達や取引記録の作成等の義務を課すべきではないか。 ・ 指定水産動植物が少量・少額で取引される場合については、漁獲情報の伝達義務等を免除することも含め、義務の及ぶ取引の範囲を検討すべき。 ・ 不正流通を防止するために、一次買受業者については届出・登録等の措置を講じることと説明されていたが、取引全体に義務を課す場合は不要ではないか。
<p>3 指定輸入水産動植物の漁獲証明制度</p> <p>① 指定輸入水産動植物の対象魚種</p> <p>② 輸入手続</p> <p>③ 国内水産物への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入時に漁獲証明書の確認を求めるIUU漁業の懸念がある水産物については、リスクが高いと考えられる天然魚から順次対象とすべきであり、あらかじめリスク分析を行う対象を選定する基準を定めておくべき。 ・ EUや韓国と同様、輸入時に輸出国政府によって発行された漁獲証明書の添付を確認することとし、当該漁獲証明書がない指定輸入水産動植物については輸入しないこととすべき。 ・ 指定輸入水産動植物と同種の国内水産物については、当該漁獲証明書に示された情報に準じた報告を行うことが必要ではないか。
<p>4 監督措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲証明制度が機能するためには、行政機関等により不正行為の発見が可能となる監督措置を講じるべき。
<p>5 施行時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の実施に際しては、水産物の流通が混乱しないよう、漁業者、漁協、加工業者、流通・販売業者、輸入業者等の関係者への十分な周知期間を設けるとともに、制度導入に対応できるだけの十分な期間を確保することが重要である。

漁獲証明制度に関する検討会 委員名簿

氏名	所属・役職
いのうえ こういち 井上 浩一	(株)イトーヨーカ堂鮮魚部シニアマーチャンダイザー
さげさか たけし 提坂 猛	全国水産加工業協同組合連合会常務
たけうち けんいち 竹内 賢一	北海道庁水産食品担当課長
たなか としのり 田中 要範	全国漁業協同組合連合会漁政部長
なかじま まさゆき 中島 昌之	マルハニチロ(株)専務
(座長代理) ながおか ひでのり 長岡 英典	大日本水産会常務
はなおか わかお 花岡 和佳男	(株)シーフードレガシー代表
(座長) はまだ たけし 濱田 武士	北海学園大学教授
ほんま やすとし 本間 靖敏	北海道漁業協同組合連合会 常務理事
まつもと やすあき 松本 康明	西日本魚市(株) 常務取締役
みさわ ゆきひろ 三沢 行弘	WWF自然保護室シーフードマーケットマネージャー
いとう はるひこ 伊藤 晴彦	中央魚類(株) 代表取締役社長
みやもと えいのすけ 宮本 英之介	(有)昭和水産代表取締役
やまざき やすひろ 山崎 康弘	全国水産物卸組合連合会常任理事